

令和 9 年度 新入学 小学校・義務教育学校(前期課程) 新入学のご案内について

本案内において、「小学校」に「義務教育学校(前期課程)」、「中学校」に「義務教育学校(後期課程)」が含まれるものとしております。
また、「小学校卒業」は「前期課程修了」、「中学校入学」は「後期課程(7 年生)へ進級」を示すものとしております。

目次

1. 入学までのスケジュール(予定)
 2. 新入学案内について
 3. 入学校について
 4. 八王子市立小学校(通常学級)への入学に必要な手続きについて
 5. 八王子市立小学校(通常学級)以外への入学を希望される場合について
 6. 指定校変更申請について
 7. 就学時健康診断の日程について
 8. 入学通知書の送付と新入学説明会について
 9. 国・都・私立小学校への入学に関する届出について
 10. 就学相談のご案内
 11. 学童保育所の入所申請のご案内
 12. 就学援助(新入学準備金)の入学前支給のご案内
- (参考) 令和 9 年度中学校新入学における当初の案内校について
(参考) Q&A

1.入学までのスケジュール(予定)

令和8年 6月	7月	8月	9月(下旬ごろ)	10月	11月	12月	令和9年 1月	2月	3月	4月
新入学・指定校変更 案内送付	指定校変更 申請期間		就学時健康診断 案内送付	就学時健康診断 実施期間		入学通知書・新入学説明会 案内送付		新入学説明会・入学受付 実施期間		入学式

※過年度の実績をもとに作成しておりますので、上記とは異なるスケジュールでご案内する場合もございます。ご了承ください。

2.新入学案内について

市内に住民登録(住民票)があり、来年度小学校新入学予定のお子さんのいるご家庭へご案内をお送りしております。(6 月下旬～7 月上旬)

ご案内では主に「現在の入学予定校(原則、住民登録地の学区の学校)」「入学予定校を変更する制度(指定校変更制度)があること」「指定校変更申請にあたっての主な注意点」をご案内しております。

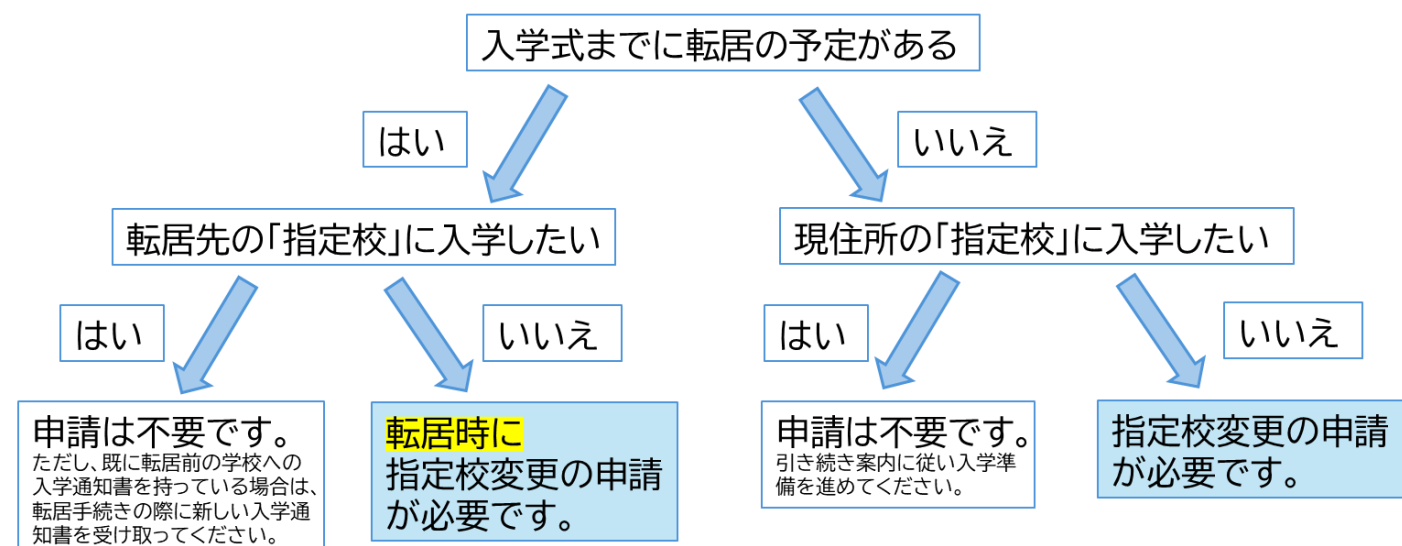
また、「就学相談(特別支援教育)のご相談について」「学童保育所への入所申請について」「就学援助(新入学準備金)について」もご案内しております。

3.入学校について

八王子市では住民登録(住民票)のある住所に基づいて「通学区域の指定校(以下、「指定校」という)」が定められており、原則は入学式当日時点の住民登録地に基づいた「指定校」が入学校となります。

ただし、「指定校変更承認基準」に記載された条件に該当する場合は、入学校を「指定校」から変更することが可能です。

4.八王子市立小学校(通常学級)への入学に必要な手続きについて



※指定校変更の申請については、以下の「6.指定校変更申請について」をご確認ください。

※入学式までに八王子市以外へ転出の予定がある場合、原則、八王子市立学校へ入学することはできません。

5.八王子市立小学校(通常学級)以外への入学を希望される場合について

以下のように、主には八王子市立小学校(通常学級)以外の学校へ入学を希望されている場合であっても、八王子市立小学校(通常学級)に入学することを想定した際に、現住所地の「指定校」以外の学校を希望される方は「4. 八王子市立小学校(通常学級)への入学に必要な手続きについて」をご確認の上、必要に応じ、手続きや指定校変更の申請をお願いします。

国・都・私立小学校	入学までの流れを希望校のホームページや希望校へ直接お問合せいただく等でご確認ください。 八王子市教育委員会へ希望校を受験予定であるという報告は不要です。 ただし、希望校への入学が決まった際には、お手続きが必要です。以下の「9.国・都・私立小学校への入学に関する届出について」をご確認ください。
特別支援学校 特別支援学級 (固定学級)	以下の「10.就学相談のご案内」をご確認の上、八王子市教育委員会教育指導課就学相談担当(教育センター)へ直接ご相談ください。 特別支援教室(通級)の利用をご希望の場合も同様に就学相談担当への相談が必要になりますが、在籍学級の取り扱いは「通常学級」となりますので、入学校の変更については「4.八王子市立小学校(通常学級)への入学に必要な手続きについて」をご確認の上、必要に応じ、手続きや申請をお願いします。
八王子市以外の 市区町村立学校	今後、八王子市外へ転出の予定があり、転出先自治体の学校へ入学予定の場合は、当該自治体の教育委員会へ手続きをご確認ください。 ただし、転出手続きを入学式までに行えない場合は、八王子市教育委員会教育指導課学事担当へもご連絡願います。

6.指定校変更申請について

指定校変更は次ページの「指定校変更承認基準(主なもの)」に該当する場合に、入学校を「指定校」から別の八王子市立小学校へ変更できる制度です。

6年間就学することを踏まえ、通学経路、通学費等を十分にご検討の上、ご申請ください。(住所地の「指定校(許可校を含む)」に通学しており、通学距離が一定を越える場合を除き、通学費の補助はありません。)

申請は親権者(就学手続きが認められた監護権者を含む/以下「親権者」と記載)のみ可能です。申請された内容は親権者全員が同意されているとみなしますので、ご了承ください。

(申請方法等の詳細は次ページ)

<指定校変更承認基準(主なもの)>

指定校変更承認基準	内容
許可区域内居住	お住まいの住所地に許可区域が設定されており、その学校(許可校)への入学を希望する場合 許可区域が設定されている住所は市内の一部住所のみです。
許可区域一覧は	こちら (https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kyoiku/003/001/p005156_d/fil/R9shokyokakuiki.pdf)
兄弟関係	入学時点で兄弟が在籍しており、その学校への入学を希望する場合 ※兄弟が入学前年度までに卒業している場合は対象外となります。 ※今年度入学する児童の入学校にあわせて、現在就学している児童の就学校を変更(転校)することは原則できません。
小規模校の特例① (小→大)	指定校が小規模校である場合に、住所地から最寄りの小規模校以外の学校への入学を希望する場合
小規模校の特例② (大→小)	指定校が小規模校以外である場合に、住所地から最寄りの小規模校への入学を希望する場合
※小規模校とは全学年 1 学級以下の学校のことを指し、中野北小学校、長房小学校、館小学校、恩方第一小学校、加住小学校、由木西小学校、鹿島小学校、中山小学校、南大沢小学校、下柚木小学校の 10 校になります。 ※恩方第二小学校、美山小学校、上川口小学校について、3 校とも学校規模としては小規模校の対象となりますが、「学校再編」の取り組みとして「小規模校の特例②」によりこの 3 校へ入学校を変更することはできません。(「小規模校の特例①」の変更元とすることは可能です。) ※「学校再編」につきましては こちら (https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kyoiku/003/006/001/p004597.html)	
両親共働き等	両親の共働き等による児童の預け先(祖父母等の近親者の居住地または学童保育所)が所在する通学区 域内の指定小学校に入学を希望する場合 この基準による申請には添付書類が必要です。
【添付書類】 「保護者全員分の在職証明書」及び「児童預かり申立書」 または 「学童保育所の入所決定通知書」 「在職証明(参考様式)」は こちら (https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kyoiku/003/001/p005156_d/fil/zaisyokushomei.pdf) 「児童預かり申立書(指定様式)」は こちら (https://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/kyoiku/003/001/p005156_d/fil/azukaridokyomoshitate.pdf) ※「在職証明書」は参考様式です。本様式を使用いただくことも可能ですが、お勤め先にて在職証明書の様式がある場合には、その様式を使用していただいて構いません。 ただし、お勤め先にて内容を証明いただいていることがわかる必要がありますので、保護者様ご自身で作成できてしまう様式による受付はできません。社印の押印や電子署名付きの様式をご使用ください。 ※預け先が「学童保育所」の場合は、学童保育所の「入所決定通知書の写し」の添付が必要になります。例年 1 月に入所決定が出ております。また、「両親共働き等(預け先:学童保育所)」による指定校変更は申請時点で希望校の入学予定者数が受入れ予定数に達している(空きがない)等、学級編制上支障がある場合は受付できませんのでご注意ください。申請方法、申請時期については以下「11.学童保育所の入所申請のご案内」をご確認ください。 ※民間企業により運用されている学童保育所を利用される場合は、「在職証明書」及び「当該施設の利用がわかる書類」の提出が必要です。	
転居先付け	入学式挙行日以降に市内で転居の予定があり、転居先の「指定校」または転居後の状態における「指定校変更承認基準」に該当する学校へ入学を希望する場合 この基準による申請には添付書類が必要です。
【添付書類】 賃貸、売買または建築請負契約書の写し等 ※土地の売買契約書や登記簿等の写しでは「居住(転居)予定であること」の証明にならないため、受付できません。	

※「八王子市小中一貫教育に関する基本方針」に基づき、通学区域とは異なる中学校をご案内する場合がございます。6 ページの「(参考)令和 9 年度中学校新入学における当初の案内校について」をご確認ください。

<申請方法・申請期限>

[こちら](https://logoform.jp/form/iapr/1525903)(LoGo フォーム)より電子申請願います。その際、フォームの始めに表示される「申請にあたっての注意事項」のご確認と同意が必要になります。
(URL: <https://logoform.jp/form/iapr/1525903>)



申請期限:令和 8 年 8 月 12 日(水)

※申請期限内に受け付けた申請については、就学時健康診断のご案内において診断会場を変更後の学校でお送りいたします。都合が合わない等案内のあった学校以外で受診したい場合は振替受診を行ってください。
※申請期限後も指定校変更の申請は継続して受け付けますが、就学時健康診断のご案内は当初の入学予定校を診断会場としてご案内いたしますので、ご了承ください。

7.就学時健康診断の日程について

9月下旬(予定)に「就学時健康診断通知書」をお送りします。

案内された受診校での受診について、日程が合わない等の場合には振替受診をお願いします。

令和8年6月1日現在では、以下一覧の日程で実施を予定しておりますが、学校及び担当医の事情により、日程が変更される可能性があります。就学時健康診断参加前には学校ホームページをご確認ください。

学校名	日程	学校名	日程	学校名	日程	学校名	日程
第一小学校	10月6日(火)	船田小学校	10月9日(金)	檜原小学校	10月29日(木)	松が谷小学校	10月29日(木)
第三小学校	10月9日(金)	館小学校	11月5日(木)	松枝小学校	11月5日(木)	中山小学校	11月12日(木)
第四小学校	10月8日(木)	山田小学校	10月1日(木)	加住小学校	11月17日(火)	柏木小学校	11月12日(木)
第五小学校	10月20日(火)	櫛田小学校	10月29日(木)	由井第一小学校	11月19日(木)	南大沢小学校	10月8日(木)
第七小学校	10月5日(月)	緑が丘小学校	10月16日(金)	由井第二小学校	10月6日(火)	宮上小学校	11月11日(水)
第八小学校	10月22日(木)	元八王子小学校	10月29日(木)	由井第三小学校	11月26日(木)	秋葉台小学校	10月29日(木)
第九小学校	10月1日(木)	元八王子東小学校	11月5日(木)	長沼小学校	10月22日(木)	別所小学校	11月5日(木)
第十小学校	11月6日(金)	上巻分方小学校	11月18日(水)	片倉台小学校	10月29日(木)	愛宕小学校	10月30日(金)
中野北小学校	11月26日(木)	城山小学校	11月6日(金)	高嶺小学校	11月19日(木)	松木小学校	10月15日(木)
清水小学校	10月22日(木)	式分方小学校	11月5日(木)	みなみ野小学校	10月22日(木)	下柚木小学校	11月26日(木)
大和田小学校	10月23日(金)	横川小学校	11月13日(金)	みなみ野君田小学校	10月1日(木)	上柚木小学校	10月30日(金)
小宮小学校	10月16日(金)	恩方第一小学校	10月23日(金)	七国小学校	10月8日(木)	長池小学校	11月19日(木)
高倉小学校	10月30日(金)	恩方第二小学校	11月10日(火)	浅川小学校	10月27日(火)	鎌水小学校	10月22日(木)
宇津木台小学校	11月10日(火)	元木小学校	11月4日(水)	東浅川小学校	11月10日(火)	いずみの森 義務教育学校	10月9日(金)
横山第一小学校	11月13日(金)	川口小学校	10月22日(木)	由木中央小学校	10月15日(木)		
横山第二小学校	11月19日(木)	陶鎔小学校	10月15日(木)	由木東小学校	10月8日(木)	たがの杜 義務教育学校	11月18日(水)
散田小学校	10月27日(火)	上川口小学校	11月11日(水)	由木西小学校	10月15日(木)		
長房小学校	10月19日(月)	美山小学校	11月12日(木)	鹿島小学校	10月15日(木)		

※恩方第二小学校、美山小学校、上川口小学校の3校については今後の入学予定者の増減により、就学時健康診断を実施しない可能性がございます。3校にて就学時健康診断を受診予定の方は、特に学校ホームページにて就学時健康診断の実施の有無をご確認ください。

8.入学通知書の送付と新入学説明会について

1月下旬(予定)に「入学通知書」をお送りします。また「入学通知書」には「入学予定連絡票」を同封し、各校の新入学保護者説明会開催日等についてホームページにてご案内いたします。

「入学予定連絡票」は八王子市立小学校への入学意思についての最終確認の書類になります。本票に記載のある「入学する」または「入学しない」を選択し、学校が指定した入学受付日に学校へご提出ください。

入学受付日については新入学保護者説明会開催日のご案内とあわせてお知らせする予定になっております。それぞれの日程についてご都合が合わない場合には、入学校へご相談ください。

各日程について、例年1月末から2月中旬に「保護者説明会」、保護者説明会と同日又は3月末に「入学受付」を行っている学校が多いです。調整が終わり次第、ホームページに日程一覧を公開いたしますが(1月中旬予定)、学校事情により日程が変更される可能性がありますので、参加前に学校ホームページをご確認ください。(ホームページは準備中。入学通知書の発送時期にあわせて公開予定です。)

9.国・都・私立小学校への入学に関する届出について

国・都・私立小学校へ入学決定した場合は、入学校が発行した「入学許可証(入学承諾書等)」を八王子市教育委員会教育指導課学事担当へいずれかの方法(電子申請、窓口へ直接提出、郵送)でご提出ください。

電子申請は10月以降受付開始予定(LoGo フォーム)

上記のご対応が無く、八王子市立小学校への入学も確認できなかった場合、来年4月以降に就学先把握のため就学先調査を行いますので、「入学許可証(入学承諾書等)」を受け取り次第、お早目にお手続き願います。

新入学・指定校変更に関するお問合せ

学校教育部 教育指導課 学事担当 (令和8年7月より「学務課」から「教育指導課」へ課名が変更となります。)
電話:042-620-7339 FAX:042-627-8811

10.就学相談のご案内

発達の遅れや偏り、障害などにより、特別な支援を必要とするお子さんが、最大限にその可能性を発揮するためには、状態に応じた配慮のもとに、よりきめ細かな教育を受けることが大切です。八王子市では、必要な情報をお伝えすることや保護者の方やお子さんの希望をもとに、どのような就学先が望ましいのか等就学に関する相談をお受けしています。

就学希望先	相談・お問合せ
市立小学校 特別支援学級(固定学級) 市立小学校 特別支援教室(通級) 市立小学校 きこえ・ことばの教室(通級) 都立特別支援学校	学校教育部 教育指導課 就学相談担当(教育センター) 電話:042-664-7524(直通) 〒193-0832 八王子市散田町二丁目37-1 (市役所本庁舎とは異なる場所になります) 

※申し込み期限は 8 月末までなので、お早目にお申込みください。

※未就学児のきこえ・ことばの教室の就学相談は 7 月から 12 月の受付です。

11.学童保育所の入所申請のご案内

学童保育所は、保護者の就労等を理由に、放課後に保育を必要とするお子さんをお預かりする施設です。
令和 9 年(2027 年)4 月 1 日から利用するための申請期間は、以下を予定しております。

申請について	相談・お問合せ
●申請受付期間 (1次募集) 令和8年(2026年)10月上旬から10月下旬まで ●結果通知 令和9年(2027年)1月下旬に郵送 ※詳細は、9月頃に「広報はちおうじ」や「八王子市子育て応援サイト」にてお知らせします。	生涯学習スポーツ部 放課後児童支援課 学童保育所担当 電話:042-620-7246(直通) FAX:042-649-6094

【留意事項】

施設定員を超えるお申込みがあった場合、希望どおりに入所できないことがあります。

申請受付期間終了後は、入所希望施設を変更することはできません(通学する小学校が変更となった場合も同様です)。

12.就学援助(新入学準備金)の入学前支給のご案内

令和 9 年度に小学校に入学されるお子さんがいらっしゃるご家庭で、経済的に困りの保護者の方に新入学準備金の支給を入学前の 3 月に行います(所得審査があります。)

申請についての詳しいご案内と申請書は、9 月下旬(予定)の就学時健康診断のご案内とともにお送りします。

内容	お問合せ
●提出期限 令和8年(2026年)12月下旬予定 ●支給日 令和9年(2027年)3月上旬予定 ●支給額 64,300円(予定)	学校教育部 教育指導課 学事担当 電話:042-620-7339(直通) FAX:042-627-8811 (令和8年7月より「学務課」から「教育指導課」へ課名が変更となります。)

(参考)令和 9 年度中学校新入学における当初の案内校について

原則は住所地の「指定校」をご案内しておりますが、以下のとおり、案内校を変更しております。

住所地が小中学校区または義務教育学校区にお住まいで、「小中学校(小学部)以外の学校」または「義務教育学校(前期課程)以外の学校」を卒業予定の方は、住所地の「指定校」ではなく、「小中一貫教育を推進するグループ」(以下「小中グループ」と記載)に基づき、卒業予定小学校の属する中学校を案内しております。(例:子安町 1 丁目の指定校(中学校)は「いずみの森義務教育学校」ですが、卒業予定の小学校が「いずみの森義務教育学校」ではなく「第四小学校」だった場合、中学校の新入学案内では「指定校」ではなく、小中グループに基づいて「第五中学校」をご案内しています。)

「小中学校(小学部)」または「義務教育学校(前期課程)」を卒業または修了予定の方で、住所地の「指定校」が卒業予定小学校の中学部または後期課程ではない場合、住所地の「指定校」ではなく、卒業予定小学校の中学部または後期課程を案内しております。(例: 梶田町の指定校(中学校)は「梶田中学校」ですが、卒業予定の小学校が「館小中学校(小学部)」である場合、中学校の新入学案内では「指定校」ではなく、卒業予定小学校の中学部にあたる「館小中学校(中学部)」をご案内しています。)

小中学校:館小中学校、加住小中学校、みなみ野小中学校の 3 校、※小中グループに基づき、みなみ野君田小学校もみなみ野小中学校の小学部と同じ取り扱いをしております。

(参考)Q&A

<一覧>

1. 電子申請のフォームにつながらない。入力できない。
2. 指定校変更承認基準に該当しないが、入学校の変更を行いたい。
3. 入学校を迷っており、申請期限までに指定校変更申請を出せない。
4. 指定校変更申請に対して、承認通知が届かない。
5. 指定校変更承認基準の「両親共働き等」について、自営業の場合は何を添付すればよいか。
6. 就学時健康診断の会場を変更したい。
7. 特別支援教室(通級)にて希望している学校に入学校を変更したい。
8. 私立小学校を受験予定だが、どのように申請したらよいか。

1. 電子申請のフォームにつながらない。入力できない。

→通信環境をご確認の上、再度お試しください。それでも改善しない場合や入力方法がわからないという場合は学校教育部教育指導課学事担当までお問い合わせください。

2. 指定校変更承認基準に該当しないが、入学校の変更を行いたい。

→原則、指定校変更承認基準に該当しない申請を受付けることができません。自由に学校を選択できる制度ではありませんので、「住所地の指定校」または「指定校変更承認基準に該当する学校」にてご検討ください。

ただし、お子さんご本人の身体的等の事由により、やむを得ず「住所地の指定校」または「指定校変更承認基準に該当する学校」では就学の機会や学習環境を十分に確保できないという場合は個別で検討を行います。

検討を行う際には、「希望校でないと就学の機会が確保できない」という状況を確認するために、保護者の方からの希望理由書のほか、医師の診断書や第三者からの意見書・証明書等の提出を依頼いたしますので、ご対応願います。資料の提出があった後、検討を行いますので、資料の提出により、入学校を変更できるというものではありません。資料をご提出いただいた場合であっても、客観的に入学校の変更が必要であると判断できない場合は申請を承認できません。

相談の具体的な検討は入学予定者数が概ね確定してくる 1 月以降になります。そこまでの期間は、事前にご相談いただいている場合であっても、結論を提示することができませんので、ご了承願います。

提出書類の準備において、診断書等の発行に費用が発生する場合がありますが、保護者負担となります。

3. 入学校を迷っており、申請期限までに指定校変更申請を出せない。

→指定校変更の申請は期限後も継続して受付を行います。ただし、就学時健康診断の受診校(案内校)は当初の入学予定校になりますので、ご了承ください。

(次ページに続く)

4. 指定校変更申請に対して、承認通知が届かない。

→新入学の指定校変更申請に対して、個別に承認通知はお送りしていません。入学通知書(1月発送予定)にて、その時点の入学予定校を再度ご案内いたしますので、記載されている学校名をご確認ください。

5. 指定校変更承認基準の「両親共働き等」について、自営業の場合は何を添付すればよいか。

→社印がある場合や電子署名付きの様式をお持ちの場合はそれらをご使用いただき、証明者は法人、対象者を保護者様という形で在職証明書をご作成ください。

上記のような証明が難しい場合は、在職証明書をご自身でご作成いただくとともに、「開業届」「確定申告書」「青色申告承認申請書(税務署の受付印付)」等自営業を証明できる資料を合わせて添付願います。

詳細について不明な場合は、学校教育部教育指導課学事担当へご連絡ください。

6. 就学時健康診断の会場を変更したい。

→振替受診でご対応ください。振替受診の詳細は「就学時健康診断のご案内(9月下旬ごろ発送予定)」にてご確認ください。

7. 特別支援教室(通級)にて希望している学校に入学校を変更したい。

→特別支援教室利用者の在籍の取り扱いは市立小学校(通常学級)となります。「6. 指定校変更申請について」にて指定校変更承認基準に該当することをご確認の上、ご申請ください。

8. 私立小学校を受験予定だが、どのように申請したらよいか。

→指定校変更の申請は不要ですが、入学校が決定次第、入学校より発行される「入学許可証(入学承諾書等)」を「9.国・都・私立小学校への入学に関する届出について」をご確認の上、学校教育部教育指導課へご提出ください。